

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 - 関東57 - 8
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成25年12月12日
 【会社名】 マネックスグループ株式会社
 【英訳名】 Monex Group, Inc.
 【代表者の役職氏名】 代表執行役 松本 大
 【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地1
 【電話番号】 03(4323)8698(代表)
 【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理部長 蓮尾 聡
 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地1
 【電話番号】 03(4323)8698(代表)
 【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理部長 蓮尾 聡
 【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債
 【今回の売出金額】 5,000百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	平成24年4月12日
効力発生日	平成24年4月20日
有効期限	平成26年4月19日
発行登録番号	24 - 関東57
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行残高の上限 40,000百万円

【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

該当事項なし

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額）

該当事項なし

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
24 - 関東57 - 1	平成25年3月4日	3,000百万円	-	-	-	-
24 - 関東57 - 2	平成25年3月8日	7,000百万円	-	-	-	-
24 - 関東57 - 3	平成25年4月4日	10,000百万円	平成25年10月17日	10,000百万円	-	-
24 - 関東57 - 4	平成25年6月7日	5,000百万円	-	-	-	-
24 - 関東57 - 5	平成25年7月8日	2,000百万円	-	-	-	-
24 - 関東57 - 6	平成25年10月7日	5,000百万円	-	-	-	-
24 - 関東57 - 7	平成25年11月1日	5,000百万円	-	-	-	-
実績合計額（円）		37,000百万円	償還総額（円）	10,000百万円	減額総額（円）	なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 13,000百万円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

[マネックスグループ株式会社2018年12月17日満期円建社債に関する情報]

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

< 前略 >

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額（円）	5,000百万円
------------------------	----------

< 中略 >

売出価額の総額（円）	5,000百万円
利率（%）	年1.50%

< 中略 >

(注) 3 . 本社債の元本総額は5,000百万円である。

< 中略 >

2【売出しの条件】

< 中略 >

(注) 2 . ユーロ市場で発行される本社債の券面総額は5,000百万円である。

< 中略 >

本社債のその他の主な要項

< 中略 >

(4) 利息及びその他の計算

固定利付社債の利息

各固定利付社債は、2013年12月17日（以下「付利開始日」という。）より、その残存額面金額に対して年1.50%による利息を生じ、かかる利息は2014年12月17日を初回とする毎年12月17日（以下「利払日」という。）に後払いで支払われる。支払われる利息の金額は、以下に従って決定される。

利息発生期間において本社債に関し、計算金額毎に支払われる利息金額は、額面金額10,000円の各社債につき150円とする。

< 後略 >

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

発行会社のロゴ及び名称、本社債の名称、売出人の名称が発行登録追補書類に記載の事項の表紙に記載される。さらに発行登録追補書類に記載の事項の表紙裏に、次の記載がなされる。

マネックスグループ株式会社2018年12月17日満期円建社債（「第32回個人向けマネックス債」と略称することがあります。）（以下「本社債」といいます。）の元本と利息の支払いはマネックスグループ株式会社（以下「発行会社」といいます。）の義務となっております。したがって、発行会社の経営・財務状況の悪化等により、発行会社が本社債の元本又は利息を支払わず又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、本社債が時価評価の対象とされている場合には償還前においても評価損を被り、また、本社債を償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

本社債についてその流通性や市場性は何ら保証されるものではなく、償還前の売却が困難な場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第9期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（第10期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（第10期第2四半期）（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

マネックスグループ株式会社 本店
(東京都千代田区麹町二丁目4番地1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。